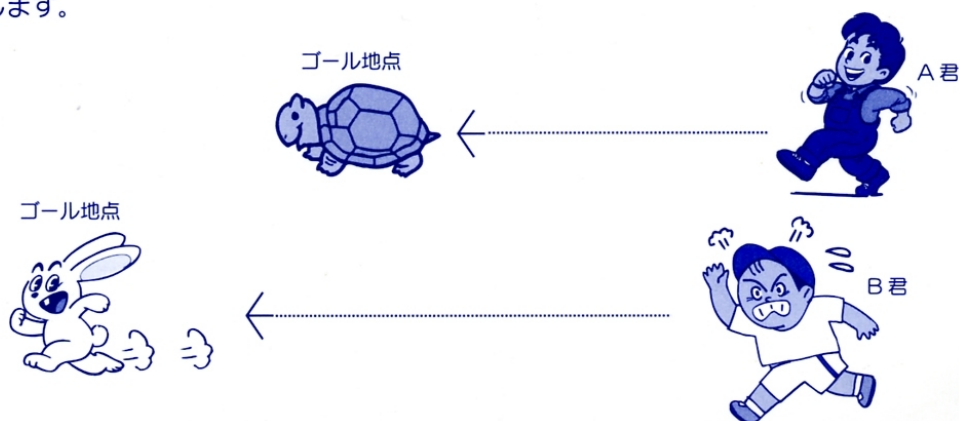


新事実 (子供たちの必修事項)

● 速度(速さ)の比較は私たちの生存・生活における必然性

まず、A君とB君の走る速さ(速度)の比較を考えてみます。A君に対するゴールは歩いているカメとし、B君に対するゴール(以下では運動の指標と言う)は走っているウサギとします。このとき、両君の速さの比較に意味があるか、否かです。もちろん、両君の各運動の指標に対する速度は求められます。しかし、その比較に意味はありません。なぜなら、両君に対してカメとウサギという別々の運動の指標が設定されているため、速度を比較する際の共通性がなく、従って不公平になるからです。そこで、この共通性を保証する方法として運動の指標をカメかウサギのいずれか一つに限定します。この限定方法は速度を比較するための「原理」であって、この原理に基づいて設定される運動の指標を「速度基準」と呼ぶことにします。



競輪や競馬、オリンピック等で各種の競争が成り立つのも速度基準が設定されているからです。そして、通勤・通学、待ち合わせの時間、列車のダイヤ等々は移動速度の違い(速度の比較)によって決まります。また、人間はその昔、獲物をつらえるときに石や槍を投げ、逃げる獲物の速度に対処してきましたが、この場合も速度の比較を行っているのです。ここで重要なのは、船、列車、飛ぶ鳥、微風や強風、歩く人など全ての速度は違っていますが、そのことを知る(速度の比較)ための速度基準は何なのか、ということです。実は、地面(地球)が時々刻々の速度基準なのです。

以上のように、速度の比較は誰もが、日常あらゆる場面で絶えず自在に使いこなしており、我々の生存・生活における必然的な事柄なのです。つまり、「速度基準の概念は世界共通の常識」と言うべき事柄なのです。しかし、学者達は速度基準の概念を見落としていました。今の教育に速度基準の概念はなく、辞書や百科事典に載っていないことが、その見落としの証拠です。

● 学校教育法、教育基本法、学習指導要領、文部科学省の指示

学校教育法等は、「生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと(学校教育法第二章義務教育第二十一条の六)」「数学における基本的な概念や原理・法則の理解を深め、事象を数学的に考察し処理する能力を高め、数学的活動を通して創造性の基礎を培うとともに、数学的な見方や考え方のよさを認識し、それらを積極的に活用する態度を育てる(文部科学省HP: 高等学校学習指導要領第2章第4節数学第1款目標)」と指示しています。

● 速度基準の教育

速度基準の概念(原理)は我々の生存・生活において必然的なものです。学校教育法などの指示も考えると、子供達の必修事項(義務教育の範ちゅう)ですから、速度基準の概念は必ず子供達に教えなければなりません。中学、高校、大学、大学院へと進むにつれて重要性が発揮されるからです。例えば、速度基準は一つに限定されるため、速度を記述する際の数学の適用に制限が生じ、従って無条件で二つの速度基準を採用しているガリレイの相対性原理やアインシュタインの相対性理論は原理的に間違っていることが直ちに分かり(速度基準の概念がなければ間違いの検証不可能)。また、速度基準の概念は、論理・哲学、数学、運動学、物理学の基礎の見直しを迫ることになります。

なお、速度基準に関する詳細は「世界規模の間違い (<http://st-nagaya.jp>)」に掲載されています。